

短期入所療養介護（短期入所）利用料一覧表

基本利用料（保険給付の1割負担分および自己負担分／1日あたり）

費用		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護老人保健施設	4人部屋	983円	1,067円	1,137円	1,201円	1,265円	
短期入所療養介護費	個室	892円	973円	1,044円	1,108円	1,170円	
食事標準 負担額	第1段階	300円					
	第2段階	600円					
	第3段階①	1,000円					
	第3段階②	1,300円					
	第4段階	2,000円 (朝食500円・昼食600円・おやつ160円・夕食740円)					
住居費負担	第1段階	4人部屋	0円				
		個室	550円				
	第2段階	4人部屋	430円				
		個室	550円				
	第3段階	4人部屋	430円				
		個室	1,370円				
	第4段階	4人部屋	770円				
		個室	1,750円				
計	第1段階	4人部屋	1,283円	1,367円	1,437円	1,501円	1,565円
		個室	1,742円	1,823円	1,894円	1,958円	2,020円
	第2段階	4人部屋	2,013円	2,097円	2,167円	2,231円	2,295円
		個室	2,042円	2,123円	2,194円	2,258円	2,320円
	第3段階①	4人部屋	2,413円	2,497円	2,567円	2,631円	2,695円
		個室	3,262円	3,343円	3,414円	3,478円	3,540円
	第3段階②	4人部屋	2,713円	2,797円	2,867円	2,931円	2,995円
		個室	3,562円	3,643円	3,714円	3,778円	3,840円
	第4段階	4人部屋	3,753円	3,837円	3,907円	3,971円	4,035円
		個室	4,642円	4,723円	4,794円	4,858円	4,920円

加算利用料（保険給付の1割負担分）

費用	金額	加算単位	内容の説明
特定短期入所療養介護費	723円	3時間以上 4時間未満	医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度等のご利用者様の生活の質の向上、ご家族様等の介護負担の軽減等の観点から、日帰り利用を行った場合に加算されます。
	1,010円	4時間以上 6時間未満	
	1,412円	6時間以上 8時間未満	
個別リハビリテーション実施加算	261円	1日あたり	リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算	3円	1日あたり	一定数の介護を必要とする認知症のご利用者を受け入れ、専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円	1日あたり (7日間を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急にサービスを利用することが適当であると判断し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	130円	1日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	98円	1日あたり (最大14日間を限度)	ご利用者の状態やご家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を必要と認めた方の受入を行った場合に加算されます。
送迎加算	200円	片道あたり	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
療養食加算	8円	1食あたり (1日3回を限度)	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	26円	1日あたり	夜勤職員をご利用者20名に対し1名以上配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	23円	1日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%を超えている、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いる場合に加算されます。
重度療養管理加算	130円	1日あたり	次のいずれかに該当する状態の要介護4・5のご利用者に対し、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・常時頻回の喀痰吸引を行っている。 ・人工呼吸器を使用している。 ・中心静脈注射を実施している。 ・人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する。 ・重篤な心機能障害等で常時モニター計測を実施している。 ・ストマーの処置を実施している。 ・経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている。 ・褥瘡に対する治療を実施している。 ・気管切開が行われている。

総合医学管理加算	299円	1日あたり (10日を限度)	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数が加算されます。 ・治療方針を定め、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行うこと。・診療方針、診断、診断を行った日、実施した処置等の内容を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、ご利用者の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて必要な情報の提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算 (I)	109円	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを複数導入していることや職員間の適切な役割分担などの取組を行い、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算 (II)	10円	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算 (I)	75/1000に相当する金額		介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、ご利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に、1000分の75に相当する単位数を加算します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	55円	1日あたり	入所後・退所後の取り組み、リハビリテーション専門職の配置や充実したリハビリ、重度者の受入など、在宅復帰・在宅療養支援機能をより進めている場合に加算されます。
緊急時治療管理	564円	1日あたり 1月に1回 連続する 3日を限度	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。
特定治療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について医療機関に準じて算定し、加算されます。		

※上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料

項目	金額	内容の説明
個室料金	5,500円/日	個室料金
日常生活費	Aセット: 270円/日	日常生活に必要な身の回り品 ティッシュペーパー・タオル(大・小)・おしぼり・ウェットティッシュ・口腔ケア用品(歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤)・シャンプー・リンス ※上記はBセットになります。Aセットは乳液・化粧水・ハンドクリームが追加されています。
	Bセット: 216円/日	
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する材料費
理髪代	実費	業者委託料金
クリーニング代	実費	業者委託料金及び手数料
請求書・領収書発行手数料	200円/回	請求書・領収書を紙で発行する際の手数料
文書料	5,500円/回	文書作成料

様式8の2

2025年7月改定

介護予防短期入所療養介護（短期入所）利用料一覧表

基本利用料（保険給付の一割負担分および自己負担分／1日あたり）

費用		要支援1	要支援2	
介護保険施設 サービス費	4人部屋	732円	909円	
	個室	688円	848円	
食事標準 負担額	第1段階	300円		
	第2段階	600円		
	第3段階①	1,000円		
	第3段階②	1,300円		
	第4段階	2,000円 (朝食500円・昼食600円・おやつ160円・夕食740円)		
住居費負担	第1段階	4人部屋	0円	
		個室	550円	
	第2段階	4人部屋	430円	
		個室	550円	
	第3段階	4人部屋	430円	
		個室	1,370円	
	第4段階	4人部屋	770円	
		個室	1,750円	
計	第1段階	4人部屋	1,032円	1,209円
		個室	1,538円	1,698円
	第2段階	4人部屋	1,762円	1,939円
		個室	1,838円	1,998円
	第3段階①	4人部屋	2,162円	2,339円
		個室	3,058円	3,218円
	第3段階②	4人部屋	2,462円	2,639円
		個室	3,358円	3,518円
	第4段階	4人部屋	3,502円	3,679円
		個室	4,438円	4,598円

加算利用料（保険給付の1割負担分）

費用	金額	加算単位	内容の説明
送迎加算	200円	片道あたり	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	26円	1日あたり	夜勤職員をご利用者20名に対し1名以上配置している場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	261円	1日あたり	リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算	3円	1日あたり	一定数の介護を必要とする認知症のご利用者を受け入れ、専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円	1日あたり (7日間を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急にサービスを利用することが適当であると判断し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	130円	1日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
療養食加算	8円	1食あたり (1日3回を限度)	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理	564円	1日あたり 1月に1回 連続する 3日を限度	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	23円	1日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%を超えている、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上いる場合に加算されます。
総合医学管理加算	299円	1日あたり (10日を限度)	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数が加算されます。 ・治療方針を定め、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した処置等の内容を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、ご利用者の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて必要な情報の提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算 (I)	109円	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを複数導入していることや職員間の適切な役割分担などの取組を行い、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算 (II)	10円	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算 (I)	75/1000に相当する金額		介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、ご利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に、1000分の75に相当する単位数を加算します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	55円	1日あたり	入所後・退所後の取り組み、リハビリテーション専門職の配置や充実したリハビリ、重度者の受入など、在宅復帰・在宅療養支援機能をより進めている場合に加算されます。

※上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料

項目	金額	内容の説明
個室料金	5,500円/日	個室料金
日常生活費	Aセット:270円/日	日常生活に必要な身の回り品 ティッシュペーパー・タオル(大・小)・おしぼり・ウェットティッシュ・口腔ケア用品(歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤)・シャンプー・リンス ※上記はBセットになります。Aセットは乳液・化粧水・ハンドクリームが追加されています。
	Bセット:216円/日	
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する材料費
理髪代	実費	業者委託料金
クリーニング代	実費	業者委託料金及び手数料
請求書・領収書 発行手数料	200円/回	請求書・領収書を紙で発行する際の手数料
文書料	5,500円/回	文書作成料